

(平成21年11月18日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認群馬地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 3件

厚生年金関係 3件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 7件

厚生年金関係 7件

## 第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成6年6月から7年9月までの期間について、事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、当該期間に係る標準報酬月額を6年6月から同年9月までは44万円、同年10月から7年9月までは47万円に訂正することが必要である。

また、申立人は、平成7年10月について、その主張する標準報酬月額（38万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を38万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していたか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和20年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年6月1日から7年11月1日まで

A社に、支配人として勤務していた申立期間における標準報酬月額は20万円であるが、実際の報酬月額と相違しているので、実際の報酬月額に応じた標準報酬月額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録において、申立期間に係るA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初平成6年6月から同年9月までは44万円、同年10月から7年1月までは47万円と記録されていたが、同年2月10日にさかのぼって20万円に引き下げられていることが確認できる上、同社における申立人のほか多数の従業員の記録においても、申立人と同様に同日にさかのぼって引き下げられていることが確認できる。ところ、社会保険事務を担当していた者は「申立期間当時、事業主から厚生年金保険料等の滞納を解消するために標準報酬月額を引き下げるよ

う指示を受け、実際の届出は自分が行った」と証言している。

なお、申立人は申立期間当時、当該事業所において支配人を努めていたが、支配人の業務について複数の従業員に確認したところ、すべての者から「支配人は社会保険事務には関わっていない」との証言が得られたことから、申立人が当該届出に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、平成7年2月10日付けで行われた<sup>そきゆう</sup>遡及訂正処理は事実<sup>そきゆう</sup>に即したものと<sup>そきゆう</sup>は考え難く、社会保険事務所が行った当該<sup>そきゆう</sup>遡及訂正処理に合理的理由は無く、有効な記録訂正があったとは認められない。このため、当該<sup>そきゆう</sup>遡及訂正処理の結果として記録されている申立人の6年6月から7年9月までの期間に係る標準報酬月額<sup>そきゆう</sup>は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た月額である6年6月から同年9月までは44万円、同年10月から7年9月までは47万円に訂正することが必要と認められる。

一方、平成7年10月に係る標準報酬月額<sup>そきゆう</sup>については、上記<sup>そきゆう</sup>遡及訂正処理を行った日以降の最初の定時決定（平成7年10月1日）において、20万円と記録されているところ、当該<sup>そきゆう</sup>処理については<sup>そきゆう</sup>遡及訂正処理との直接的な関係をうかがわせる事情が見当たらず、社会保険事務所の処理が不合理であったとは言えない。

また、申立人は当該事業所における給与支払明細書を平成6年6月分から7年9月分までのうち、10か月分を保有しており、当該給与支払明細書によると、申立人は、厚生年金保険料として3万1,900円を一貫して事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

さらに、当該給与支払明細書における報酬月額と平成7年10月を含む申立人が保有する預金通帳に記録された6年12月から12か月間の給与振込額はおおむね同様に推移していることがうかがえる上、複数の従業員からの「申立人の申立期間における勤務形態は支配人のままであった」との証言を踏まえると、7年10月においても当該月前から引き続き同額の厚生年金保険料が控除されていたものと推認される。

これらを総合的に判断すると、申立人の平成7年10月に係る標準報酬月額について、その主張する標準報酬月額（38万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主からの文書照会に対する回答は得られず、このほか、関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成8年8月から10年8月までの期間について、事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、当該期間に係る標準報酬月額を8年8月から9年2月までは34万円、同年3月から10年8月までは59万円に訂正することが必要である。

また、申立期間のうち、平成6年9月から9年2月までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、6年9月及び同年10月の標準報酬月額に係る記録を53万円、同年11月から7年1月までの期間は59万円、同年2月から9年2月までの期間は56万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、平成6年9月から9年2月までの上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和21年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年9月1日から10年9月11日まで

平成6年9月から8年7月までの標準報酬月額が34万円、同年8月から10年8月までの標準報酬月額が9万8,000円にそれぞれ引き下げられているが、申立期間当時は月額約65万円の給与を得ていたため、実際に支払われていた給与に応じた標準報酬月額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録によると、申立人が勤務していたA社は、平成10年9月11日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっているところ、同日以降の同年9月28日付けで、申立人のほか7名の申立期間に係る標準報酬月額が遡及して減額訂正されており、申立人の場合、標準報酬月額が8年8月から9年2月までは34万円、同年3月から10年8月までは59万円と当初記録されていたものが、9万8,000円に訂正されている

ことが確認できる。

なお、申立人は、当該事業所の商業登記簿謄本上、取締役であることが確認できるものの、申立人は同事業所における業務について、「現場作業に従事しており、会社経営には関わっていなかった」と申述している上、元事業主は「申立人は現場の責任者であった。また、保険料滞納による遡<sup>そきゅう</sup>及訂正手続は、私が一人で行った」と証言していることから、申立人が当該遡<sup>そきゅう</sup>及訂正処理に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、当該訂正処理を遡<sup>そきゅう</sup>及して行う合理的な理由は無く、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間における標準報酬月額は事業主が社会保険事務所に当初届け出た、平成8年8月から9年2月までは34万円、同年3月から10年8月までは59万円と訂正することが必要と認められる。

一方、申立期間のうち平成6年9月から9年2月までの期間の標準報酬月額は、社会保険庁のオンライン記録によると、事業主の届出により34万円と記録されているが、申立人は8年分の給与所得の源泉徴収票を保有していないものの、申立人から提出された6年、7年及び9年分の源泉徴収票から、標準報酬月額53万円を超える報酬が支給され、かつ、それに基づく保険料控除が確認できる上、申立人及び元事業主等の証言より、申立人の当該期間における勤務形態の変更が無いことがうかがえることから、源泉徴収票を保有していない8年においても前年と同等の報酬が支給され、かつ、同等の保険料控除がなされていたと推認できる。

これを総合的に判断すると、当該期間の標準報酬月額について、前述の給与所得の源泉徴収票の社会保険料等の金額から、平成6年9月及び同年10月は53万円、同年11月から7年1月までは59万円、同年2月から9年2月までは56万円に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人の平成6年9月から9年2月までの期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該期間に係る給与所得の源泉徴収票において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険庁で記録されている標準報酬月額が、7年1月から9年2月までの全期間にわたり一致していないことから、事業主は、給与所得の源泉徴収票において確認できる保険料控除額に見合う報酬月額を届け出しておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額の記録を平成4年4月から5年10月までは26万円、同年11月から7年7月までは30万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年4月8日から7年8月1日まで  
A社に勤務していたときの標準報酬月額が実際の報酬月額と相違している。当時の報酬月額は25万円から30万円ぐらいであったので、実際に支払われていた給与に応じた標準報酬月額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録において、申立期間に係るA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初平成4年4月から5年10月までは26万円、同年11月から7年7月までは30万円と記録されていたところ、申立人が被保険者資格を喪失した同年8月1日より後である10年1月28日付けで、4年4月から6年9月までは8万円、同年10月から7年7月までは9万2,000円に<sup>そきゆう</sup>遡及して減額訂正処理されていることが確認できる。

また、事業主及び役員は「標準報酬月額の引下げは、滞納していた保険料を支払うために行った」と証言しており、社会保険庁の記録によれば、標準報酬月額の当該<sup>そきゆう</sup>遡及訂正処理は、申立人及び事業主並びに当該役員のほか2名の記録において確認できる。

なお、当該事業所の商業登記簿謄本によると、申立人は取締役であったことが確認できるものの、前述の事業主及び役員は「このことは、申立人が会社を辞めた後に行ったことであるので、申立人は<sup>そきゆう</sup>関与しておらず、知らないはずだ」と証言しており、当該<sup>そきゆう</sup>遡及訂正処理について申立人が関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、当該訂正処理を<sup>そきゆう</sup>遡及して行う合理的な理由は無く、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、

申立人の申立期間における標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た平成4年4月から5年10月までは26万円、同年11月から7年7月までは30万円と訂正することが必要と認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 21 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 6 年 11 月 1 日から 7 年 5 月 31 日まで  
A社の事業主であったときの報酬月額は、50 万円から 53 万円ぐらいであったが、平成 6 年 11 月 1 日から 7 年 5 月 31 日までの標準報酬月額が 9 万 2,000 円に引き下げられているので、実際に支払われていた給与に応じた標準報酬月額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録及び商業登記簿謄本によると、申立人が代表取締役を務めていたA社は、平成 7 年 5 月 31 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているところ、同日以降の同年 12 月 21 日付けで、申立人のほか同社の従業員の申立期間に係る標準報酬月額の記録が遡及して減額訂正されており、申立人の場合、標準報酬月額が当初 50 万円と記録されていたものが、9 万 2,000 円に訂正されていることが確認できる。

一方、申立人は、「申立期間当時厚生年金保険の滞納があったかどうか分からない。また、自らの標準報酬月額の減額の届出については記憶に無い」と申述しているものの、申立期間における申立人に係る厚生年金基金の報酬標準給与は厚生年金保険の減額訂正後の標準報酬月額と同額であることから、代表取締役である申立人の一切の関与も無しに当該手続が行われていた事情はうかがえず、会社の業務を執行する責任を負っている代表取締役である申立人が、当該減額処理に関与していないとは認め難い。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、会社の業務を執行する責任を負っている代表取締役として、自らの標準報酬月額の訂正処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 21 年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 14 年 5 月 1 日から 16 年 5 月 25 日まで  
代表取締役として勤務したA社における被保険者期間のうち、平成 14 年 5 月 1 日から 16 年 5 月 25 日までの標準報酬月額が、在職時の報酬月額と相違している。当時の報酬額は 50 万円以上であったので、実際に支払われていた給与に応じた標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録によると、申立人が代表取締役を務めるA社は、平成 16 年 5 月 25 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっているところ、同日以降の同年 7 月 9 日付けで申立期間に係る標準報酬月額が当初 14 年 5 月から同年 9 月までは 59 万円、同年 10 月から 16 年 4 月までは 50 万円と記録されていたものが、9 万 8,000 円に遡及して減額<sup>そきゅう</sup>処理されていることが確認できる。

一方、申立人は「金額は定かではないものの、申立期間当時、厚生年金保険料を滞納していた。また、当該減額処理については知らなかったが、当該減額処理に係る届出を行ったとすれば、私以外に行う者はいない。代表者印をほかの者に預けることは無かった」と申述している上、被保険者資格喪失に伴う健康保険証の返納日が、当該減額処理日と同日であることを踏まえると、代表取締役である申立人の一切の関与も無しに当該手続が行われていた事情はうかがえず、会社の業務を執行する責任を負っている代表取締役である申立人が、当該減額処理に関与していないとは認め難い。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、会社の業務を執行する責任を負っている代表取締役として、自らの標準報酬月額に係る記録訂正処理の無効を主張することは信義則上許されず、申立期間における標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録訂正を認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 11 年 4 月 1 日から 13 年 2 月 28 日まで  
代表取締役として勤務したA社及びB社における被保険者期間のうち、平成 11 年 4 月 1 日から 13 年 2 月 28 日までの標準報酬月額が、在職時の報酬月額と相違している。当時の報酬月額は両社を合算して 50 万円であったので、実際に支払われていた給与に応じた標準報酬月額に訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録によると、申立人が代表取締役を務めていたA社及びB社は共に平成 13 年 2 月 28 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっているところ、同日以降の同年 3 月 6 日付けで、申立期間に係る標準報酬月額が当初 11 年 4 月から同年 9 月までは 50 万円、同年 10 月から 13 年 1 月までは 41 万円と二以上事業所勤務者として両社の報酬月額を合算して記録されていたものが、9 万 8,000 円に遡及して減額処理されていることが確認できる。

一方、申立人は、厚生年金保険料について「滞納は無かった」と回答しているが、社会保険事務所が保管しているA社に係る滞納処分票及び厚生年金保険特別会計債権消滅不納欠損決議書から判断すると、当時、厚生年金保険料等の滞納があったことが認められる。

また、社会保険事務所が保管している平成 13 年 3 月 2 日に受理された当該減額処理に係る届出書には、代表者印が押されていることが確認できるところ、申立人は、当該届出について「誰が行ったかは不明」と回答しているものの、同日に申立人及びその妻が社会保険事務所に出向していることが前述の滞納処分票により確認できることを踏まえると、代表取締役である申立人の一切の関与も無しに当該手続が行われた事情はうかがえず、

申立人が当該減額処理に関与していないとは認め難い。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、会社の業務を執行する責任を負っている代表取締役として、自らの標準報酬月額に係る記録訂正に関与しながら、当該減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立期間における標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録訂正を認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 19 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 11 年 4 月 1 日から 13 年 2 月 28 日まで  
取締役として勤務したA社及びB社における被保険者期間のうち、平成 11 年 4 月 1 日から 13 年 2 月 28 日までの標準報酬月額が、在職時の報酬月額と相違している。当時の報酬月額は合算して 30 万円であったので、実際に支払われていた給与に応じた標準報酬月額に訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録によると、申立人が取締役を務めていたA社及びB社は共に平成 13 年 2 月 28 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっているところ、同日以降の同年 3 月 6 日付けで、申立期間に係る標準報酬月額が当初 11 年 4 月から 13 年 1 月まで 20 万円と記録されていたものが、9 万 8,000 円に遡<sup>そきゅう</sup>及して減額処理されていることが確認できる。

一方、当該減額処理に係る届出書は、社会保険事務所において平成 13 年 3 月 2 日に受理されているところ、申立人は、当該届出について「覚えがない」と申述しているが、申立人は同日に両事業所の代表取締役であるその夫と共に社会保険事務所に出向していることが、社会保険事務所が保管しているA社に係る滞納処分票により確認できる上、申立人は、社会保険に係る事務を申立人自らが担当していたと申述しており、事実、同日に提出された資格喪失届は申立人自身が作成したことが推認できることを踏まえると、社会保険事務についての権限を有していた申立人の一切の関与も無しに当該手続が行われた事情はうかがえず、申立人が当該減額処理に関与していないとは認め難い。

なお、申立人は、両事業所の報酬月額を合算した標準報酬月額を申し立てているが、社会保険庁のオンライン記録によると、当初から申立人が両

事業所における二以上事業所勤務者として届け出られた形跡はうかがえない。

これらの事情を総合的に判断すると、当該事業所において社会保険事務の担当取締役である申立人が、自らの標準報酬月額を減額処理に職務上関与しながら、当該減額処理が有効なものではないと主張することは、信義則上許されず、申立人の申立期間における標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 14 年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 19 年 1 月から 20 年 4 月 8 日まで  
A社のB課主任の紹介により、同社に入社し、病欠することなく勤務したが、厚生年金保険の加入記録が無い。同社に勤務した期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、A社に勤務していたことは、期間の特定はできないものの、申立人の具体的な申述内容及び申立人が保管する申立期間当時の写真により認められる。

しかしながら、当該事業所の後継会社に照会したところ、関連資料が保管されていないことから不明としているが、社会保険事務所が保管する同事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び氏名索引簿には、申立人の名前は見当たらず、申立人と同一業務に従事していたと認められる同僚のうち、申立人と同様に厚生年金保険の加入記録を確認できない者が複数存在していることを踏まえると、同事業所においては、すべての従業員を厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

また、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料控除の事実を確認できる給与明細書等の資料を保有しておらず、その記憶も明確ではない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 15 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 34 年 6 月ごろから 35 年 5 月ごろまで  
(A社B支社)  
② 昭和 36 年 5 月ごろから 38 年 2 月 1 日まで  
(C社)

A社(現在は、D社)B支社のE営業所で昭和34年6月ごろから外交員として1年ほど勤務した。また、C社(現在は、F社)のE営業所に36年5月ごろに入社したが、厚生年金保険の資格取得日が38年2月1日となっている。給与明細書及び源泉徴収票を提出するので、両申立期間について、厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A社が保管する同社B支社における外交員の在籍台帳によると、申立人は同社同支社のE営業所に昭和34年6月16日から35年5月13日までの期間勤務していたことは確認できる。

しかしながら、当該事業所は「当時の厚生年金保険の取扱いは不明であるが、在籍台帳のほかに弊社が保管しているB支社の厚生年金保険被保険者台帳には、申立人の氏名は見当たらない。また、申立人と同様に在籍台帳に氏名が確認できるものの、被保険者台帳に氏名が見当たらない外交員が複数名存在する」と回答している上、申立人が記憶するすべての同僚の厚生年金保険の加入記録も確認できないことから、同事業所においては、すべての従業員を厚生年金保険に加入させる取扱いでなかったことがうかがえる。

なお、申立人から提出された給与明細書は、事業所名及び交付年が不明であるため、当該事業所で発行されたものとは特定できないが、当該給与明細書において、厚生年金保険料の控除は確認できない。

申立期間②について、申立人から提出された昭和 37 年分給与所得の源泉徴収票によると、申立人が同年 10 月及び同年 11 月に C 社から給与を受けていたことは確認できるものの、申立人が記憶する同僚から具体的な証言を得ることができず、申立人の同社における在籍期間を推認できない。

また、当該源泉徴収票によれば、社会保険料の金額は「0 円」と記載されており、少なくとも昭和 37 年 10 月及び同年 11 月の申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことは確認できない。

さらに、当該事業所が保管する社会保険加入台帳において、申立期間に申立人の氏名は見当たらない上、同事業所が保管する申立期間当時の「健康保険並びに社会保険加入規定」によると、申立人が従事していた販売及び集金業務の従業員は、その成績により社会保険の加入資格が与えられていたことが確認できるところ、申立人は申立期間②の給与明細書を保有していないものの、申立人から提出された再度同事業所に勤務した際の給与明細書によると、当該加入規定に基づきその成績により一定期間厚生年金保険料等が控除されておらず、厚生年金保険料等が控除され始めた月と厚生年金保険の被保険者記録が一致していることが確認できる。

このほか、申立人の両申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、両申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 20 年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 8 月ごろから同年 9 月ごろまで  
A社に勤務した期間について、厚生年金保険被保険者記録が無い。知人に紹介され、勤務したことは確かなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、A社に勤務していたことは、期間の特定はできないものの、申立人の具体的な申述内容によりうかがえる。

しかしながら、当該事業所の閉鎖時の事業主は、「申立期間当時は、従業員の入れ替わりが激しかったため、約2か月の試用期間中は、厚生年金保険の加入手続を行っていなかった」旨の証言をしており、同事業所においてはすべての従業員を入社と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえるところ、申立人が同事業所に勤務したと申し立てている期間は、1か月から2か月と短期間であることを踏まえると、申立人の申立期間は、試用期間中として厚生年金保険の加入手続が行われていなかったことが推認できる。

また、社会保険事務所が保管する当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票を確認したところ、申立人の名前は見当たらず、健康保険整理番号に欠番は確認できない。

さらに、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料控除の事実を確認できる給与明細書等の資料を保有しておらず、その記憶も明確ではない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。